

# 経済・財政一体改革推進委員会 第18回 国と地方のシステムWG 説明資料

平成31年4月18日

総務省自治財政局

# 公営企業における更なる経営改革の推進

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

### 経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において平成32年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・  
民間活用

人材確保、  
組織体制の整備

新技術、ICTの  
活用

相互に反映

### 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

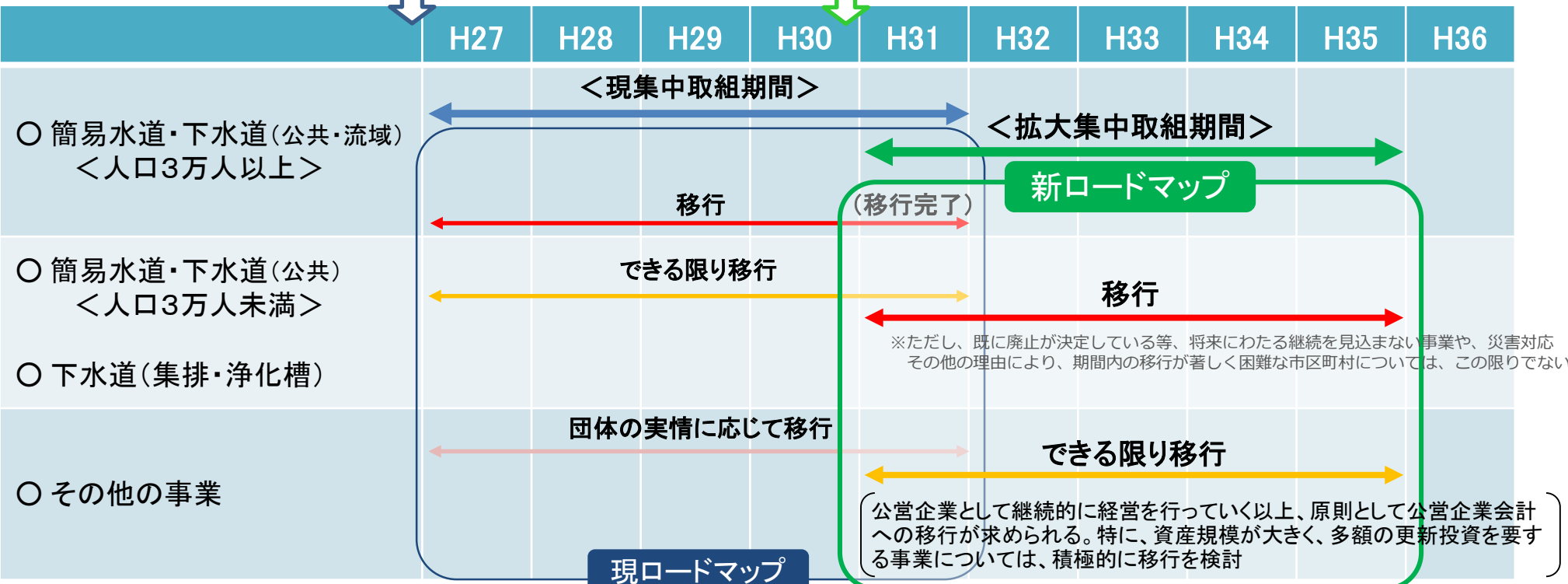
### 公営企業の「見える化」(公営企業会計の適用拡大等)

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与

# 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請



《公営企業会計適用取組状況》（平成30年4月1日時点）

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	99.4%	95.8%
3万人未満の団体	27.6%	42.9%

※「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合  
 ※ 3万人以上の団体の「下水道」は「公共下水道及び流域下水道」



新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制等の充実を図る。

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

# 水道・下水道事業の持続的な経営の確保のための取組

## 水道・下水道事業の持続的な経営の確保のための方策

- ① 広域化の推進
- ② 適切なストックマネジメントの促進
- ③ 料金水準の見直しによる収入の確保
- ④ 指定管理者制度やPPP/PFI等の民間活用の推進
- ⑤ ICT・IoT等の活用
- ⑥ 公営企業会計の適用

※ 下水道事業については、汚水処理施設の効率的な整備手法の最適化も検討

## H31年度より取り組む主な施策

### 《広域化の推進》

- 関係省庁と連携し、都道府県に対し、H34年度までに広域化等を推進するための計画策定を要請

（水道事業：「水道広域化推進プラン」（厚生労働省と連携）  
下水道事業：「広域化・共同化計画」（農林水産省、国土交通省及び環境省と連携）

- 計画策定のためのマニュアルを作成（H31.3）
- 計画策定に要する経費に対する地方財政措置を創設（H31～）

- 計画に基づく広域化等のための取組を推進

- 各公営企業が実施する広域化等に伴う施設整備等に要する経費に対する地方財政措置を拡充（H31～）

（水道事業：2市町村による施設の共同設置等を対象に追加するとともに、交付税措置率を引上げ  
下水道事業：既存施設の統合に必要となる接続管渠等を対象に追加

### 《適切なストックマネジメントの促進》

- 管路等の大量更新期が到来している水道事業において、適切なストックマネジメントのための着実な更新投資を促進するため、経営戦略の策定を要件とした上で、管路耐震化に係る地方財政措置を延長（～H35）
- 経営条件の厳しい団体にとっては、料金要件を設けた上で措置を拡充（H31～）

( ) 内は事業数

## <法適用事業>

### <当然適用事業>

(地方公営企業法2①②)

【全部適用事業】

- 水道 (1,353)
- 工業用水道 (156)
- 交通(軌道) (7)
- // (自動車) (25)
- // (鉄道) (9)
- 電気 (28)
- ガス (27)

【財務規定等適用事業】

- 病院 (630)

### <任意適用事業>

(地方公営企業法2③)

自主的に適用

- 公共下水道 (1,947)
- その他下水道 (1,684)
- 介護サービス (546)
- 簡易水道 (573)
- 宅地造成 (438)
- 観光施設 (276)
- 駐車場整備 (216)
- 市場 (160)
- 港湾整備 (97)
- と畜場 (56)
- 交通(船舶) (45)
- その他 (125)

地方公営企業法の規定の適用を受ける事業

地方財政法に規定する公営企業

※ 法適用企業は3,301事業、法非適用事業は5,097事業となっている(平成29年度)。

# 地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 総務省は地方自治法に基づき、年1回、地方公共団体の決算情報を取りまとめ、公表（地方財政状況調査（決算統計））
- 地方単独事業（ソフト）については、
  - ・ 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表
  - ・ 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表

（参考）一般行政経費（単独事業）（平成29年度決算）

（単位：億円）

区分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,985	20,198	26,234
民生費	19,387	51,326	59,492
うち社会福祉費	7,141	17,812	21,029
うち児童福祉費	5,569	17,269	18,841
うち老人福祉費	6,463	16,097	19,297
うち災害救助費	214	148	325
衛生費	4,434	28,864	27,726
うち環境衛生費、清掃費	1,102	16,471	12,925
労働費	429	864	1,267
農林水産業費	2,838	2,576	5,006
商工費	28,367	12,972	41,216
土木費	3,366	8,148	10,987
警察費	3,130		3,129
消防費	209	8,290	2,502
教育費	11,027	23,692	34,287
災害復旧費	0	1	0
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	44,502	631	868
合計	127,675	157,562	212,716

（注）1. 平成29年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。  
2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したものだ。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

## 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

#### （3）地方行財政改革・分野横断的な取組等

（見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。



- 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会を設置  
（座長：小西砂千夫 関西学院大学教授）
- 具体的な「見える化」のあり方について検討し、平成30年度末に報告書を取りまとめ

## ○ 検討スケジュール

平成30年5月30日

第1回検討会開催

（第2回：7月11日、第3回：8月10日、第4回：10月9日、第5回：11月6日、第6回：1月22日、第7回：3月1日、第8回：3月19日）

10月12日

地方単独事業（ソフト）の平成29年度決算に係る試行調査を发出

平成31年3月27日

報告書とりまとめ



今後、検討会における議論や地方公共団体の意見等を踏まえ、地方財政状況調査（決算統計）の調査内容を充実

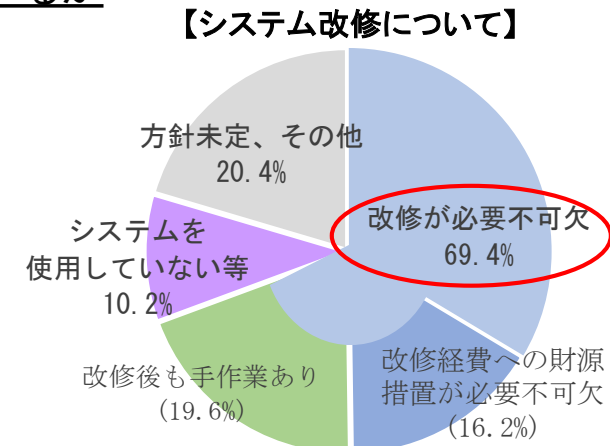
# 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会報告書（概要）①

## 平成29年度決算調査（試行調査）

- 趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方の下に、371の歳出小区分を設定し、平成29年度決算調査（試行調査）を実施（歳出区分については別紙のとおり）
- 平成29年度決算調査（試行調査）に合わせて、調査表や記載要領の改善点、各地方公共団体における決算統計システム改修を含めた事務負担の見通しやシステム対応に必要な期間等について、各団体に意見照会

## 各団体からの主な意見

- 歳出小区分への計上の精度を確保するため記載要領の明確化等を求める
- 各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で正しく計上されているかを検証する必要がある
- 平成29年度決算調査（試行調査）は各団体の事務負担が大きく、今後決算統計として調査・公表するためには、各団体のシステム改修による対応が不可欠
- 調査期間については、回答期間を十分確保することを求める



## 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会報告書（概要）②

### 今後の課題（報告書「第5 提言」部分 抜粋）

- 平成29年度決算調査結果及び各団体から寄せられた意見を踏まえ、①歳出小区分の設定のあり方、②歳出小区分への計上精度の向上、③システム改修による対応の必要性等の課題への対応方策について、引き続き検討を行う必要がある。
- 各地方公共団体において歳出小区分と各事業の紐付けを行う作業に係る事務負担等を踏まえ、各歳出小区分をできる限り早期に固めるなど、これらの課題に適切に対応しつつ、地方公共団体に対しては、平成32年度にシステム改修を行うよう要請した上で、早ければ平成33年度に行う平成32年度決算調査から決算統計システムによる調査を実施する方向で検討を進めるべきである。  
なお、決算統計システムによる調査を実施することができるようになるまでは、各年度の決算調査は試行調査として実施すべきである。その際、自治体クラウド導入などシステム効率化に向けた取組と整合的に進められるよう配慮すべきである。
- 同時に、地方公共団体は、福祉やまちづくりなど様々な地域のニーズに対応するため、創意工夫を活かした単独事業を実施しており、国の政策と相まってその効果を発揮しているものも多い。したがって、地方単独事業については、地方公共団体の自主性・主体性を尊重することが肝要であり、その事業の適否は、地方公共団体自らが判断するものであって、今回の「見える化」の取組を通じて国が個別の地方単独事業の適否を判断し、地方財政計画の一般行政経費を圧縮するといったこととならないようにすべきである。また、「見える化」によって地方公共団体の事務負担が過度なものとなることのないよう十分に配慮すべきである。



- 趣旨・目的が共通する経費を一つの区分とすることが適当との考え方に基づき、14の歳出大区分、53の歳出中区分の下に371の歳出小区分を設定
- 平成29年度決算調査については、歳出小区分の設定のあり方及び歳出小区分への計上の精度を検証するための試行調査の位置付け
  - ※ 各歳出小区分への振り分け及び計上については各地方公共団体による判断のもと行われているものであり、現時点において必ずしも統一されていないことに留意する必要あり
- 歳出小区分の設定のあり方については、地方公共団体の意見等を踏まえて引き続き検討

歳出大区分(14)	歳出中区分(53)	歳出小区分(371)※
民生費	児童福祉費	乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)
衛生費	清掃費	廃棄物対策事業(産業廃棄物対策・ゴミ収集・ゴミ処理施設維持管理に係る経費等)
労働費	労働諸費	高齢者就業対策(シルバー人材センター含む)
農林水産業費	農業費	就農支援
商工費	商工費	消費者行政
土木費	土木管理費	建築指導監督事業(建築指導費等)
警察費	警察費	警察施設・装備管理事業
消防費	消防費	常備消防費
教育費	教育総務費	幼稚園就園奨励費助成(地方単独事業分)
総務費	総務管理費/企画費	文化発信・イベント(文化情報発信事業等)
議会費	議会費	議会関係経費(議会事務費、議員旅費等)
諸支出金等	諸支出金等	諸支出金等

※ 同じ内容の経費について、複数の歳出大区分に歳出が計上されている実態があることを踏まえ、複数の歳出大区分に同一の歳出小区分を設定しているものがある。  
 (例) 「乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)」については、「民生費－児童福祉費」に計上している団体と「衛生費－保健衛生費」に計上している団体がある。



〔 複数の歳出大区分・中区分の下に設定する歳出小区分の統一の可否について 〕

